

富山大学教育・学生支援機構データサイエンス推進センター会議内規

令和2年3月16日制定

令和3年5月10日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、富山大学教育・学生支援機構規則第20条第2項の規定に基づき、富山大学教育・学生支援機構データサイエンス推進センター会議（以下「センター会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 数理・データサイエンス・AI教育の推進に関すること。
- (2) 数理・データサイエンス・AI教育の質保証・向上に関すること。
- (3) 数理・データサイエンス・AI教育の自己点検・評価に関すること。
- (4) その他データサイエンスの推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、富山大学教育・学生支援機構長から付託されたこと。

(組織)

第3条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各学部から選出された委員 1人
- (4) 教養教育院から選出された教員 1人
- (5) 学務部長
- (6) 学務部学務課長
- (7) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第3号、第4号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 センター長は、センター会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるとき、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 センター会議は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第6条 センター会議が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(専門会議)

第7条 センター会議は、委員のうちの一部の者及びセンター長が必要と認める者をもって構成される専門会議を置くことができる。

2 センター会議は、第2条に規定する審議事項を専門会議に付託し、専門会議の議決をもって、センター会議の議決とすることができる。

3 専門会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センター会議の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、センター会議が定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年5月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。